

令和8年度 地域活動支援事業実施要綱 ～赤い羽根共同募金助成事業～

1. 目的

地域共生社会の実現に向けて、小地域（小中学校区や自治会等）を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域のなかで援護が必要な方々の生活を見守り、併せて地域における福祉の啓発と支援のネットワークづくりや新たな取り組みをすすめることで、安心して暮らせる地域づくりを目的に活動する事業に対して、助成金を交付し活動を後押しする。

2. 実施主体

社会福祉法人 三豊市社会福祉協議会

3. 助成対象

三豊市内において実施する事業で、本要綱の目的に沿った事業であり、地域に根ざした福祉活動を進め、又は始めようとしている、目的に沿った活動を推進する団体・グループ（3名以上）に対して助成金を交付することができる。

なお、この事業は財政基盤が脆弱で資金が乏しい団体・グループが地域活動を行うために必要な資金を応援するものである

(1) 助成事業は以下のとおりとし、いずれも小地域で活動する事業を対象とする。

子ども、障がい者、高齢者等への計画的・定期的な個別援助活動や地域支援活動、地域課題の解決に向けた集まりの場づくりなど

(活動区分) 居場所づくり活動※、外出支援活動、生活支援・軽作業等援助活動、配食サービス活動、声かけ見守り活動（概ね週1回以上）その他本会が認めたもの

※通常のふれあい・いきいきサロンを除く。

※こどもの居場所づくり活動に関しては、立ち上げ準備経費を対象とし、継続のための経費は除く。

(2) 助成対象経費は以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、備品購入費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、その他本会が認めるもの

※ただし、公共施設にて設置・運営する場合等は必要性を判断して対象とする。

4. 助成金額

- (1) 助成金額の上限 居場所づくり活動立上げ準備経費 20万円以内
その他の活動 5万円以内
但し、事業申請内容を審査し決定する。
- (2) 助成総額 120万円

5. 申込の方法

- (1) 助成金の交付を受けようとする者は、第1号様式による助成金申請書の所定の書類を添付して、当会窓口（本所・支所）に提出すること。
- (2) 申込期間は、本年4月1日から翌年1月30日までとする。但し、始期及び終期が休業日の場合は翌営業日とする。
- (3) 助成総額に達した場合、申込期間中であっても募集を締め切る。

6. 助成の審査・決定

- (1) 助成の審査は本会で行い、新規事業を優先し、予算の範囲内で助成事業及び金額を決定する。
ただし、審査結果、審査に関する個別の問い合わせについては応じません。
- (2) 福祉的効果の高い活動を優先する。
- (3) 地域における先駆的活動を優先する。

7. 対象外活動

次に掲げる経費・事業に対しては、当助成事業の対象外とする。

- (1) 団体・グループの運営経費
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 企業（利益を得ることを目的として、継続的に事業活動を行う組織）の活動及び企業活動に起因する事業
- (4) 宗教団体（寺院、神社、教会など）・政治団体（政党、政治結社など）
- (5) 暴力団（暴力団員における不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるもの
- (6) 他団体から助成を受ける重複事業

8. 助成金の交付

助成金は、助成金交付決定通知を行った後、第2号様式の請求書の提出を受けて交付する。

9. 助成金交付決定の取り消し及び助成金の返還

活動実態や助成金の適切な使用が認められないと（領収書の紛失等）判断した場合は助成金の返還を求める。また、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められたときは、助成金交付決定額の全部または一部を返還しなければならない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成年度における事業活動終了時、支出決算額が助成金交付額に達しなかった場合

10. 事業実績報告書の提出

助成金の交付（決定）を受けた団体・グループは、第3号様式による事業実績報告書に所定の書類を添付して、当該年度の活動終了後1ヶ月以内に当会窓口（本所・支所）に提出しなければならない。

11. 助成事業の広報

- (1) 助成決定を受けた団体・グループは、事業の実施にあたり、赤い羽根共同募金の助成事業である旨を広報（周知）しなければならない。
- (2) 助成金の交付を受けた団体・グループについては、共同募金運動への参加と協力を行わなければならない。
- (3) 助成事業については、広報（しちふく等）に掲載・報告する。